

第 65 回日本史関係卒業論文発表会 発表要旨

- 日時／2024 年 4 月 20 日（土）午前 10 時開会（9 時 30 分開場）
- 会場／大正大学西巣鴨キャンパス 10 号館 3 階（1031・1032・1033 教室）

《発表論題》

第 1 会場（1031 教室）

- | | |
|---|----------------|
| 1 律令上京力役制度の成立 | 赤松龍之介（就 実 大） |
| 2 平安期における宋商人の対日交易と東アジア海域
―勝尾寺の「百済皇后霊験譚」を手がかりとして― | 北村 友唯（早 稲 田 大） |
| 3 鎌倉街道上道と熊野修験 | 志村 奏恵（都留文科大） |
| 4 古河公方官途授与の基礎的考察―官途状を中心に― | 三栗谷凜大（東 北 大） |
| 5 永正年間における阿蘇大宮司家の社領支配
―武家と社家及び僧徒の関係を中心に― | 岩崎 大知（明 治 大） |
| 6 足利的秩序の崩壊と三好氏の位置付け―「永禄の変」の真相を中心に― | 船寄 勇人（東 洋 大） |
| 7 中世商人の展開と装束―『絵巻物』から『秤の本地』へ― | 泉 知里（専 修 大） |
| 8 戦国期肥前国における勧進聖の存在形態―福満寺朝覚を例として― | 青木 英輔（立 教 大） |
| 9 戦国期における江戸の発展 | 町田 敦秀（高崎経済大） |

第 2 会場（1032 教室）

- | | |
|---|----------------|
| 10 徳川秀忠発給文書の基礎的研究―天正二〇年から慶長一〇年までを中心に― | 竹村 拓磨（大 正 大） |
| 11 茶人古田織部の死生観について | 横井 蒼大（愛 媛 大） |
| 12 徳川綱吉時代における「側用人」と將軍専制権力について | 伊藤菜月子（東京都立大） |
| 13 近世における將軍正妻の政治的影響力―徳川家宣死後の天英院を事例に― | 加藤菜穂子（駒 澤 大） |
| 14 禁裏外部での活動からみる近世非藏人
―新日吉社守護社職兼任非藏人藤島宗詔を事例として― | 山本 遥大（東京学芸大） |
| 15 象洞の活用から見た享保期の疫病政策 | 田中 裕太（淑 徳 大） |
| 16 福岡藩における燃料政策の展開―石炭と木炭の連関に注目して― | 大庭 夕佳（東 京 大） |
| 17 近世領知宛行制度の研究―慶応四年の領知宛行状提出を中心に― | 関 恵正（信 州 大） |
| 18 近世後期における江戸町火消の怪我と補償
―南伝馬町周辺の二番組「せ」組を事例に― | 澤田 陸斗（國 學 院 大） |

第 3 会場（1033 教室）

- | | |
|--|----------------|
| 19 群馬と埼玉の民権結社の比較検討
―上毛自由党と通見社、七名社、嚶鳴社を対象に― | 田中 翔也（高崎経済大） |
| 20 明治期における菓子業界の形成―「滋養衛生」を中心に― | 鳥羽 菜月（お茶の水女子大） |
| 21 農村地域における小規模経営鉄道の展開
―宮城県・角田馬車鉄道（角田軌道）を例として― | 戸倉 希実（昭和女子大） |
| 22 富士裾野演習場における地元住民と陸軍の関係―明治末期から昭和前期を対象に― | 山崎 紫音（東 海 大） |
| 23 一九一〇年代における福岡市政と上水道布設事業 | 田代 恵悟（九 州 大） |
| 24 大正期のアジア主義に関する考察―実業家西原亀三の東洋政策観から― | 小谷 啓人（学 習 院 大） |
| 25 なぜ「移民」を送り出したのか―日本近代における「移民送出」に関する一考察― | 城山菜々子（日本女子大） |
| 26 婦人雑誌に見る生活改善の実態―『婦人公論』における生活改善言説の検討― | 秋本萌乃加（立 正 大） |
| 27 資生堂と戦時下の女性像―『資生堂グラフ』と『花椿』を通して― | 細島 瑠花（茨 城 大） |
| 28 身体からみた終戦前後の音楽実践―素人演芸熱と飯能文化協会の活動から― | 宮城 幸太（千 葉 大） |

《特別講座》午後 4 時 10 分～5 時（1031 教室）

地方史研究の歴史をたどる

山田 邦明（愛知大学文学部教授）

《発表者・参加者交流会》午後 5 時 10 分～6 時（1031 教室）

- 懇親会／午後 6 時 15 分～ 於：大正大学カフェテリア

1 律令上京力役制度の成立

就実大学 赤 松 龍之介

養老賦役令には大規模造宮時の力役制度として、課役免除をとまなう歳役制と、雇直を支給する雇役制の二種の制度が規定されている。従来、大宝令において庸を財源とする雇役制のみが上京力役として採用された点が強調される一方で、養老令で実役主体の歳役制が新たに追補された理由については軽視されてきた。そこで本報告では、養老令歳役条における実役規定追補の前提と目される慶雲三年(七〇六)の百姓身役制(以下、身役制)を検討し、歳役制の成立を論じていく。

既に身役制を養老令における改定的前提とする指摘は存在するが、その根拠には問題点が多く、歳役制成立の画期として身役制を積極的に位置づけられていない。第一に、身役制が雇役財源不足時に臨時適用される「安穩条例」と理解されている。しかし、臨時的補助規定が、課役の一つである歳役として編成されるのは不自然である。「安穩条例」は、天皇が太政官の議政官組織に対して作成を命じたものであるため、勅として残る身役制とは別物である。制定者は、身役制を以後の基本的力役制度とする意図があったと考えられる。第二に、通説的

理解では、身役制の労働日数と租税免除の対応関係が、養老令歳役条のそれと大きく異なる。身役制では、大宝令歳役条の「役一〇日〓布二丈六尺」という関係が変更、あるいは形式的に残存しているに過ぎないと評価されてきた。しかし、以上の等価関係は、養老令歳役条の前提として必須の条件である。私見では、身役制の「身役十日以上、免庸」という表現は、まさに「役一〇日〓布二丈六尺」の関係に基づいたものである。すなわち身役制とは、令制の庸と力役の等価関係に基づいて力役日数を割り出し、実役規定のない大宝令歳役条を実役運用可能とした制度である。

以上の検討から、身役制は実質的に歳役制として成立したと評価すべきであり、これが養老令で制度化されたと考えられる。大宝令で上京力役を雇役制に一本化した理由は、仕丁らの資養物の安定確保のために庸代納を強制した結果、法論理上力役徴発が不可能になり、実役は雇直を支給せざるを得なくなったからに過ぎない。実際は、慶雲三年まで全国的な雇役制は行われておらず、上京力役は物納租税と有機的関係をもった身役制(歳役制)によって初めて実施されたのである。

2 平安期における宋商人の対日交易と東アジア海域

―勝尾寺の「百済皇后靈驗譚」を手がかりとして―

早稲田大学 北村友唯

報告者は昨年一二月、右記標題のとりの卒業論文を執筆した。本論文では、一〇世紀末―一二世紀の東アジア海域において対日交易を行っていた宋商人の移動に注目し、宋商人を媒介とした複合的なつながりを見いだした。その際、日本と宋・高麗・遼などの関係を、一対一ではなく、東アジア海域全体の連関性のなかに位置づけて、通観した。具体的には、宋商人が平安期において、宋・高麗・遼などの北方世界と日本とを結ぶ媒介者であった可能性を検討した。これまでの研究では、個別の事例研究を除き、このような視点はあまり積極的に用いられていない。

その結果、判明した点は以下の五点である。①宋商人が日本と朝鮮半島とを媒介する事例を遡り、併せて、使用された船の規模の推定によって、一〇世紀末から一二世紀の史料に見られる「日本人」「日本商人」には、宋商人も含まれうると結論づけた。さらに、「日本商人」の移動手段が宋商人の船であったことも考えられ、宋商人は一〇世紀末から一二世紀にか

けて日麗間を往来していた可能性が高い。②宋は一一世紀から一二世紀初頭にかけて、遼・高麗・登州・萊州への宋商人の渡航禁止政策を度々行っており、一一〇五年時点で遼への渡航禁止は継続されている。③この政策のもとで発生した、明範の遼渡航（一〇九二年発覚）や高麗沖での宋人・倭人混合船の拿捕事件（一〇九三年）の背景には、日本経由で遼に向かうとする宋商人の動きが想定される。④一〇世紀末と、一一世紀後半から一二世紀初頭にかけて、北陸や山陰道に宋商人の来航が確認された。北陸は宋商人の中継地としての性格が強く、博多との往来の例もある。⑤『今昔物語集』の説話に描かれる、唐人が経由した島を推定することで、北陸と北方世界との間を宋商人が往来していた可能性が浮上した。

以上、一連の情報を総合すると、一一世紀前後の宋商人は、日本・宋・高麗・遼などの間を交易を通じて媒介していた。また、宋の渡航禁止政策を受けて、博多方面から日本の南北に長い地形を経由して北に抜けていくという動きが、推定できるのではないだろうか。

3 鎌倉街道上道と熊野修験

都留文科大学 志 村 奏 恵

本発表は、地域史における鎌倉街道上道の存在意義を、熊野修験とのつながりのなかで検討するものである。中世東国における「いざ鎌倉」の道である鎌倉街道上道については、すでに軍事的、流通目的での機能が指摘されている。この道の通る地域に、筆者の出身地・埼玉県入間郡毛呂山町があるが、この地には「武蔵国苦林宿」があった。苦林宿は、『熊野那智大社文書』を構成する「米良文書」の永徳二年（一三八二）旦那等配分目録にその名がみえ、熊野先達および檀那がいたと考えられている。なおこの史料をふまえ、新城常三は時衆が熊野先達を務めていたことを指摘している。また筆者の検討により、宿や市には熊野修験の檀那があり、商人が熊野修験と関係している可能性が窺える。

宿や市における熊野修験の痕跡はこれに限らない。伊藤正義は、熊野起源伝承をもつ連雀商人の由緒書「連雀之大事」にある阿弥陀と薬師で結界された市庭空間について、熊野修験の神仏習合の世界観に由来するとし、榎原雅治は、上道の複数の宿において阿弥陀と薬師によって結界された空間が成立し

ていたとしている。こうしたことをふまえ、先の旦那等配分目録と同系統にある熊野修験の史料に関して、武蔵国を対象にその地域性を検証すると、檀那に関係する多くの地名は、上道に接した地点や上道から分岐する枝道に接した地点に位置していたことがわかる。これらの地点は武蔵武士の本拠地・活動領域にあるとともに、近藤祐介の説から、宿や市など都市的空間が生まれやすい環境にあったことが考えられる。あわせて、河川の流域に分布し交通の要衝となり得る地域でもある。現に苦林宿は越辺川の渡河点に存在し、渡河点の宿は他にも入間川宿などがある。加えて、河川付近の上道周辺には「市場」「今市」など市の存在を示唆する地名がみえる。さらに榎原により、時宗寺院をもつ宿が複数存在することも指摘されている。

熊野先達、連雀商人、時衆には、地域を渡り歩くという共通項がある。鎌倉街道上道の複数の宿や市にみえる熊野修験の痕跡は、彼らが上道などを往来することにより周辺地域の流通が活性化し、地域の人々の生活基盤が保たれたことを証するであろう。鎌倉街道上道は、熊野修験普及のネットワークとして機能しつつ、上道やその枝道では、熊野修験の世界観に基づく宿や市が広く成立していたものと考えられる。

4 古河公方官途授与の基礎的考察

―官途状を中心に―

東北大学 三栗谷 凜 大

室町期の武士への官途授与は原則として室町幕府（将軍）を通じてなされており、幕府はそれを利用して独自の官途秩序を形成していた。一方で、室町中期から戦国期にかけて関東地方で活動した古河公方は幕府の許可を必要としない独自の官途授与を関東の諸領主へ行っていたことが指摘されている。これをうけて本報告では、古河公方による官途授与の基礎的特徴を明らかにすることを目的とする。

まず、歴代の古河公方が発給した官途状を文言や発給対象者の視点から分類する。公方発給の官途状は四種類に大別され、二代政氏発給の官途状の文言形式（基本型）が歴代公方を通じて主として使用されていた。それと並行して三代高基と五代義氏の時期に新たな文言形式の官途状（感状型、推挙文言廃止型、袖判型）が発給されており、基本型を基軸としながらも官途状の形態が多様化していくことが指摘できる。

次にその多様化の要因について検討する。高基期に誕生した感状型は軍功による官途授与の論理を強調した形式である。

この軍功の論理は南北朝の動乱の中で軍事力を確保するため、南朝・北朝の双方に積極的に用いられていた論理であり、父政氏との対立（永正の乱）に勝利するための軍事力の確保を目的に発給され始めたと考えられる。義氏期には官途授与の主体が公方であることを明示する推挙文言廃止型や文書の袖に花押を据え、身分の低い者に与えた袖判型が発給され始め、従来よりも授与対象者の層が拡大する。さらに、官途状の発給数も大幅に増加する。これらの現象には、すでに阿部能久氏が指摘しているように、義氏と後北条氏が相互補完関係を構築したことで公方の職能が名誉授与面に特化したことが影響していると考えられる。

以上のことから、古河公方の官途授与行為は公方の政治権力と密接な関係を持つものであり、五代義氏期がその重要な画期であったと結論づける。

5 永正年間における阿蘇大宮司家の社領支配

― 武家と社家及び僧徒の関係を中心に ―

明治大学 岩 崎 大 知

本報告は、表題の卒業論文をもとに、戦国時代、特に永正年間の阿蘇大宮司家による社領支配について、武家と社家及び僧徒の関係から論じるものである。

阿蘇大宮司家は、肥後国一宮として九州を中心に権威を持った阿蘇神社の大宮司家である。平安時代後期以降、阿蘇地域を中心に在地領主化し、武士団を形成した。その結果、阿蘇大宮司には社家や僧徒を率いる神権的領主としての側面と、武家を率いる封建的領主としての側面が並立した。

本論では、阿蘇大宮司家内部で権力の移行が起こった永正年間を研究対象として、肥後国北部・中央部の地域史を考察するとともに、戦乱期における神社権力の在り方の一例を示すことを目指した。また、阿蘇大宮司家の動向をもとに、永正年間前期と後期の二つの局面に大別して論じた。

永正年間前期については、第一に、肥後国菊池氏家臣の起請文の奉納過程を検討した。史料からこの起請文は阿蘇神社上宮に奉納されており、その管理を阿蘇山年行事が任されている

たことが明らかであり、山上における僧徒の役割と権力の大きさを指摘する。第二には、永正四年の検断に関する相論の一連の史料から、阿蘇大宮司家における社家と僧徒の関係性について論じた。この相論の過程においては、社家方の衆徒（山上御岳僧徒）方に対する大きな配慮が読み取れるとともに、一連の文書における当初の条件と比較すると衆徒方により有利な内容で合意している。これらのことから、永正年間において、山上御岳僧徒の独立性が高まり、社領支配を司る社家に並ぶ影響力を持っていたと考えられる。

永正年間後期については、史料に繰り返し登場する「祭主」と呼ばれる者の地位と来歴について検討した。「祭主」を文字通り解釈すれば、神官的な役割を想定できる。一方で、史料の記述とその比較から、阿蘇大宮司との間に封建的主従関係を築いており、また軍役が課されていると考えられ、「祭主」は武家的家臣により近い地位であったと結論付けた。

以上のことから、永正年間の阿蘇神社勢力の中では、僧徒が社家と同等かそれ以上の勢力を持ったことが分かる。また、武家・社家・僧徒という家臣の分類は継続されている一方で、「祭主」というその分類に跨る者の存在を指摘した。

6 足利的秩序の崩壊と三好氏の位置付け

―「永禄の変」の真相を中心に―

東洋大学 船 寄 勇 人

谷口雄太氏が指摘するように、中世後期の武家間には、足利氏を武家の頂点とし足利一門を上位とする価値観、すなわち「足利的秩序」が全国的に共有され、常識となっていた。それ故武家では、足利氏を滅ぼす発想自体持ち得なかった。その社会の常識に反し、初めて足利氏を擁立せずに、約五年に渡り京都・畿内支配を行った三好長慶とその一族が、足利的秩序に対しどのような意識を持っていたことを探ることは大きな意義があると思われる。

本報告では、当時の武家の常識を根底から震撼させた大事件である「永禄の変」を中心に、三好氏の足利的秩序に対する意識の真相について、従来の見解を踏まえながら再検討した。

「永禄の変」に関する従来の見解は以下の三つがある。①天野忠幸氏は、三好義継らが將軍殺害という方法で足利將軍家に取って代わる事を目的とする。②山田康弘氏は、三好氏の目的は義輝殺害であったが、あくまで義輝個人の否定であり、將軍家自体の否定や取って代わる意識はなかったとする。③柴

裕之氏は、ルイス・フロイスが認めた書簡や『日本史』の記述などから、殺害が目的ではなく、義輝の側近排除を目的として「御所巻」という訴訟行為を行っていた際に、義輝が要求を拒否し抵抗したため、偶発的に両者の間で戦闘が起き、その結果義輝が殺害されたとする。

これらについて再検討をした結果、柴氏の見解と同様に三好氏の当初の目的は義輝への訴訟だった可能性が高いと推測した。しかし、当初の目的が義輝の殺害でないにも拘わらず、殺害されている事実を全て説明することは難しく、そこで注目したのはフロイスの書簡である。書簡には、要求が実行されれば義輝に危害を加えるつもりはないと三好方が述べたとする記述がある。換言すれば三好氏は要求が実現されない場合、義輝に危害を加えるという選択肢も視野に入れていたのではないかと考察した。

三好氏は御所巻によって義輝の政権運営を支える側近を排除し、三好氏に依存させる体制を構築しようとしたが、その要求は義輝にとって受け入れ難いものであり、あくまでも受け入れを望む三好氏と、受け入れられない義輝の相違が、両者の間で戦闘を勃発させ、結果的に將軍殺害という大惨事を引き起こすに至ったのではないかと考える。

7 中世商人の展開と装束

―『絵巻物』から『秤の本地』へ―

専修大学 泉 知里

本報告では、日本中世における商人の展開と、その装束の変化について考察する。

まず中世商人の歴史的展開について概観する。中世商人は不安定な社会情勢により、公家や寺社等の隷属的な存在となつて商売をしており、また中世商人は独自の慣習法を持っていた。商売をする場所等は慣習法で決まっており、身分が低く卑賤視されていたことから、自分たちで問題を解決するため独自の慣習法を創ったと考えられる。

戦国時代になると商人司が登場し、他の商人は商人司に統制されるようになる。慣習法の中で生きていた商人の中から有力商人が生まれ、更にその中から戦国大名と結びついた者が商人司となったと考えられる。このように、中世商人は、独自の慣習法の中で生きていた存在から、商人司の下に統制・組織化される存在へと変化したのである。

次に、絵画史料から中世商人の姿を探し出し、その装束の展開について検討する。中世商人の研究としては保立道久氏の

研究がある。保立氏は絵巻物から商人と考えられる者の図を収集した。保立氏が挙げた商人の図の装束を検討すると、袴と脛巾、草履を身に付けていることが明らかにになる。そして、中世商人の装束を他の絵画史料で検討すると、『七十一番職人歌合』では小袖、袴、脛巾・脚絆、草鞋・草履を、『洛中洛外図屏風』では小袖や脛巾（脚絆）と思われるものを身に付けていることが指摘できる。つまり、中世商人の装束を検討すると、鎌倉時代から戦国時代近くまで大きな差異はなかったと考えられる。

しかし、久野俊彦氏により、『秤の本地』に商人が肩衣等の装束を身に付けているという記述があることが指摘されており、その姿の商人は地頭の前に出ても見苦しくないとされていることから、肩衣等を身に付けた商人は他商人よりも高い立場にある商人司ではないかと考えられる。ここからは、戦国時代になると商人（商人司）の装束が変化するという見方もできると思われる。

以上から、戦国時代になると、中世商人の存在に変化が起き、肩衣等を身に付けていた商人が商人司であると見なすことができるだろう。したがって、戦国時代には商人（商人司）の装束にも変化が起こったことになる。本報告では、こうした商人司の装束と山伏の装束との関係性にも言及したいと考えている。

8 戦国期肥前国における勧進聖の存在形態

―福満寺朝覚を例として―

立教大学 青 木 英 輔

本論文は、戦国期肥前国の勧進聖福満寺朝覚に焦点を当て、朝覚と領主権力の関係性を検討し、同地域において聖組織たる本願・穀屋が登場しなかった背景を考察したものである。

第一章では、朝覚の登場した一六世紀前半の肥前における宗教的環境を述べ、造営役の停止、寺社領の縮小といった事態の中で勧進聖の活動が活発化することを論じた。

第二章では、少弐冬尚権力下での朝覚の寺社造営・寺領回復交渉について検討し、朝覚の活動が少弐氏の勢力版図に左右されたために活動が領内の真言系寺社に限られたことを論じた。

第三章では、少弐氏滅亡後の朝覚の活動、及び近世の朝覚像形成を検討した。朝覚は祇園社本願職を務め洛中で名声を上げたものの、肥前では龍造寺隆信によって活動範囲は福満寺膝下地域に制限されたことを論じた。

終章では、一国支配を実現しうる権力の不在、及び河上・千栗社間の宗教対立によって、宗派の枠組みを超えて国内の寺

社造営を請け負う本願職が登場しえなかったと論じた。

9 戦国期における江戸の発展

高崎経済大学 町 田 敦 秀

報告者は昨年一二月に「中世後期から近世初期における江戸の発展―北条氏統治期を中心に―」という題目で四章立ての卒業論文を提出した。本研究は、江戸という都市の発展について、政治史・経済史・文化史など様々な観点から考察し、各時代において江戸がどのような性格を持つ都市であったのかを追究することを目的とし、徳川氏の関東入国前における江戸の様子、特に直前の戦国期における江戸の発展について検討した。各章ごとの概要について、第一章では戦国期の北条氏による江戸支配、第二章では戦国期における江戸城下町の拡大と関東の陸上交通との関連、第三章では戦国期における関東の水上交通の発展と北条氏による民衆への統治政策、第四章では徳川將軍家の本拠地となった江戸城とその城下町がどのように拡大していったのか、また江戸初期において江戸の街が関東においてどのような位置にあったのかについて考察した。

本報告では、上記のうち特に第二章を取り上げ、戦国期における江戸周辺の経済・流通の発展を中心として論じる。

江戸城は長禄元年（一四五七）に太田道灌によって築城されたと伝えられ、当時の様相は『梅花無尽蔵』や「江戸城静勝軒詩序並江亭記等写」などの史料に記されている。史料中では当時の市場があった「平河」の中心として「高橋」が挙げられている。報告者はこの平河と高橋について、これらを現在の江戸城平川門周辺にあったと考察した。その後、永禄一年（一五六八）の北条氏政書状に「江城大橋宿」が登場するが、これを現在の江戸城大手門周辺にあったと推定した。よって、北条氏統治期における江戸城の拡大に伴い、江戸城下町の中心も移転したと結論付けた。

また、江戸城は相模国と房総方面を結ぶ鎌倉街道下道の経路上にあり、江戸は関東平野を行き交う人や物資が集まる場所であり、関東における交通および物流の最重要拠点であった。以上より、江戸城は北条領国において本拠地である小田原から関東地方の各所を結ぶ交通の要衝として、重要な拠点であったと結論付けたい。

10 徳川秀忠発給文書の基礎的研究

―天正二〇年から慶長一〇年までを中心に―

大正大学 竹 村 拓 磨

中世から近世への転換期に、豊臣家から徳川家へ権力が移行していくにあたり、家康を中心とする研究は豊富に存在するものの、秀忠に関する動向の考察や政治的位置づけの検討を行った研究は多くないように思う。そのため、秀忠発給文書の基礎的検討を行い、秀忠の発給文書の変化を通じた考察を試みた。本論では、徳川秀忠が文書発給を開始した天正二〇年(一五九二)から将軍に就任した慶長一〇年(一六〇五)を対象として秀忠発給文書の書札礼の変化と花押の変化について検討を行った。

秀忠発給文書の書札礼のうち、秀忠が使用した肩書は、地名＋官職・官職の「江戸中納言」「中納言」と羽柴姓＋受領名・受領名の「羽柴武蔵守」「武蔵守」であり、使用の使い分けが見られる。宛所の脇付は主に他家に使用されている。書止文言は、受給者の身分と秀忠自身の権威上昇に比例して変化することが確認できた。また書札礼の変化の画期は、五段階の変化を確認でき、関ヶ原の戦い前後における軍事的要因、大納言就

任、家康の將軍就任による諸大名の江戸参府、右大将就任、將軍就任といった政治的契機による変化であると考察した。

秀忠が使用した花押は、四種類確認できる。それぞれの花押の使用時期は、花押一型と二型は併用して用いられ、三型は慶長五年七月晦日から使用され、二型と併用される。花押四型は、慶長九年五月三日のみ使用が確認できる。特に注目すべき花押の変化として花押一型から花押三型への変化である。この花押の変化に関して、藤井譲治氏は、七月二五日の小山評定を経て、花押を変化させたと指摘している。しかし、秀忠の小山評定への参加は確認できず、より直接的には二七日以前に家康から上杉に対する宇都宮方面における処置の権限を付与されたことが花押の変化理由であると考察した。

以上のように、徳川秀忠発給文書の書札礼は、書止文言・脇付・肩書の変化から五段階の画期をもってゆるやかに変化しており、また、花押の変化は花押一型から三型への変化の理由を明らかにした。しかし、慶長一〇年以後の秀忠発給文書や印判状の検討に関しては触れることができなかった。今後は、江戸幕府の成立過程を見ていくために、將軍就任後の秀忠発給文書や同時代の人物の文書の調査・研究を継続的に行ってきたい。

11 茶人古田織部の死生観について

愛媛大学 横 井 蒼 大

本報告は千利休没後、天下一の茶頭として茶の湯界に君臨した茶人古田織部の死生観について、特に禅宗との関連を軸に考察を行うものである。

織部は大坂夏の陣の後、豊臣家に内通した嫌疑により、嫡子と共に切腹を命じられ、家財は没収された。その為、織部に関して不明瞭な点が多い。その様な状況下で戦前から少しずつ研究が蓄積されてきた。桑田忠親氏によって織部の基礎的研究がまとめられ、その後、久野治氏によって織部の生誕地の特定がなされた。また丸山幸太郎氏によって織部の官職名や信長、秀吉、家康期における織部の領地・支配地についての研究がされている。

本報告では、第一章で村田珠光に始まる茶の湯宗匠と禅の関りを、特に大徳寺との繋がりを軸に考察した。また茶人と茶道具にも禅の影響が色濃く見られ、利休は侘び茶を完成させた。その後、織部が利休の茶を革新し、織部独自の美意識と禅要素を融合させた茶の湯にしていくな。

第二章では、織部の茶の湯界と徳川政権下における立場を

考察した。織部の茶人としての名声は頂点に達し、将軍家茶頭として活躍する他、島津義弘や伊達政宗、近衛信尹らと交流し各地の焼物にも影響を与える等、デザイナー的活動も行っていた。また将軍家茶頭として活躍しながら、依然として豊臣家に近い関係が家康を大いに悩ませていたと考えられる。豊臣政権下における利休の権威は諸大名を凌ぐものがあり、政治にも大きな影響力を保持していた。この事からも、家康は茶人が再び力を付ける事を危惧しており、織部を危険視する。

第三章では、織部切腹の原因は大坂方や有力外様大名、近衛家といった有力者と交流していた織部の動きを危惧した家康によって排除されたことによると結論付けた。さらに、切腹受容の理由には禅の思想が関係すると考察した。『古田織部茶書』内に「元来、無一物の道理より万法出生し候」とあり禅の思想を理解し、また師の利休の死に様を模倣したと考える。即ちその思想は「本来無一物」であり、全ての事象は「空」であって自らの生死さえも執着しなかったと考えられる。

以上のように、茶の湯と禅は不可分であること、また茶人かつデザイナーでもあった織部像を確認した。さらに、切腹受容には禅の思想が関係しており、原因には豊臣家との関係を危険視した家康に排除された事によるとした。

12 徳川綱吉時代における「側用人」と

将軍専制権力について

東京都立大学 伊 藤 菜月子

本論は、五代将軍徳川綱吉の時代に誕生し将軍側近として取次を務めた側用人の存在意義について検討を行ったものである。

現段階では側用人発生の理由として、初の養子将軍綱吉が政治を主導する上で壁となる固定化する幕府政治機構を乗り越え、将軍権力強化に至るための新システムとして設置したという解釈がみられる一方で、綱吉期に公的な「側用人」という職は確立しておらず、その職務内容を踏まえると綱吉期側用人には老中制に影響を及ぼし将軍権力強化に至るほどの実態が伴っていないという課題が見られた。よって、綱吉期の側用人がどのような立ち位置・役割を担っていたのか検討し、その上で将軍・側用人・老中と若年寄（幕閣）の三者の関係と綱吉の意図という点を踏まえ、綱吉期側用人の存在意義について再解釈を試みた。

年中行事等で側用人と幕閣は行動を共にする様子が見られるが、御用部屋の記録である「被仰出留」「仰出之留」を見ると側用人は綱吉親族への贈物の取次や奥所属の面々への法令

伝達などを担当し幕閣の領域である表向を担当する様子がなく、仰せ渡す法令については生類憐みの令や賞罰厳命政策など綱吉独自の政策に関する伝達を担当する傾向にあることがわかった。また、参勤・加増・隠居など大名の重要事項については幕閣の面々に並んで贈物や願いを受け付けており、将軍対大名の關係に側用人が関わる点に注目できる。そして、側用人柳沢吉保と諸大名の関わりを柳沢家家老薮田宛書状から検討し、大名が吉保と背後の綱吉を結び付けるような配慮を多々見せ、実際に吉保と交流を重ね立場を好転させていく様子が読み取れた。側用人は幕閣と共に政務に励むのではなく、綱吉独自の政策や大名との取次で活躍を見せることで綱吉と同一視される状況にあったと思われる。

このように、側用人と幕閣はそれぞれ将軍個人と幕府という領域で主な役割を勤めており、互いの存在に大きく影響を及ぼし合う關係には見られない。

以上より、綱吉は、側用人により老中制を打開しようとしたというよりも、側用人に正式な職を与えず将軍独自の政治と取次といった範囲で活躍の場をもたせることで、将軍の権威と老中制を阻害せず、幕府官僚組織により安定した国家運営を維持、且つ将軍権力を発揮した政治を側用人を通じて行うということができるとして、その存在意義を見出していたのではないかと考える。

13 近世における將軍正妻の政治的影響力

―徳川家宣死後の天英院を事例に―

駒澤大学 加藤 菜穂子

近世武家社会では、男性を中心とする「表向」と、女性や子供といった家族が生活を送る「奥向」とが区別されていた。これは徳川將軍家においても同様であり、將軍家族が居住する大奥は空間的・制度的に「表向」から切り離される形で存在していた。しかし、これと同時に將軍家族は「公の家族」として表社会との交流を持ち、表の政治空間に影響を与えうる存在であった可能性が考えられる。

本報告は、六代將軍家宣の正妻である天英院を事例として、將軍正妻の表社会に与える政治的影響力について考察を行うものである。

天英院は家宣の死後、幕府内外から家継の後見役として見なされ、家継と八十宮の婚礼に伴う朝廷との交流や吉宗の推挙などの將軍家運営の中心に立っていた様子がうかがえる。また、弘前藩津輕家との贈答に関して、年始祝義などの公式なものから個人的な交際まで広く行われている。これは、生家近衛家と津輕家の由緒を前提としながらも、天英院の影響力を

頼りにして行われたものであると考察した。

以上、天英院の政治的影響力について、將軍正妻としては前例のないほどの権威を以て「表向」の政治に対して強い影響力を持っていたと考察する。しかしこれはあくまで將軍家継が幼少であったことが背景にあり、また、行動の中心は贈答儀礼や婚礼といった「公の家族」としてのものであったと考えられる。

14 禁裏外部での活動からみる近世非蔵人

―新日吉社守護社職兼任非蔵人藤島宗韶を事例として―

東京学芸大学 山 本 遥 大

近世の非蔵人とは、朝廷の一職制であり、主に京都周辺の社家から輩出され、内裏内部の雑務を担った存在と評価されている。廣庭基介や西村慎太郎により、役割、家柄、再興理由などの制度的な面が解明されてきた。

これらの先行研究は、職制研究の枠組みで非蔵人を分析し、近世朝廷の構成要素の解明に大きく寄与した。しかし、非蔵人の出仕形態が基本的に三日に一回の小番詰めであることに注目すると、じつは出仕者にとって非蔵人の活動はその生活の一面を表すに過ぎない。また、非蔵人のなかには京都の町で生活する者もみられ、出仕日以外は町で生活したものと推測される。以上を踏まえると、朝廷の一役人である非蔵人が、禁裏外部でいかなる活動をしたのかという点は、朝廷下級役人の特質、都市京都と朝廷の関係性を検討するうえで意義のあるテーマだといえる。

そこで本研究では、近世中期の藤森社系の非蔵人、藤島宗韶の日記をもとに、禁裏外部での非蔵人の活動を説明しようとする。

試みた。

その結果、元文五年（一七四〇）に非蔵人出仕を開始した宗韶は、明和二年（一七六五）に妙法院門跡から、その守護社である新日吉社の「守護社職」に任命されたことが判明した。つまり、宗韶は非蔵人と妙法院の家来を兼任する立場となったのである。

さらに、「守護社職」としての役割を検討したところ、妙法院の内部事情について、朝廷と妙法院間を取り次ぐ役割を担っていたことが解明された。特筆すべきは、宗韶が、取次のなかで朝廷の担当者と面会するのは、きまって非蔵人出仕の際であったことである。取次の役割は、定期的に内裏へ出仕する非蔵人の出仕形態を十分に生かしたものであったといえる。

以上の検討から、非蔵人のなかには、その職務時間外であっても、禁裏とのかかわりをもっているという立場に規定され、禁裏外部の諸集団を朝廷へ接続する役割を担った者がいたことが判明した。

15 象洞の活用から見た疫病政策

淑徳大学 田 中 裕 太

本報告では、「象洞」という疱瘡・麻疹薬を通して、享保期の疫病政策について明らかにしたものである。

象は享保一三年（一七二八）六月一三日に長崎に渡来した。そして、享保一四年（一七二九）三月一三日に將軍吉宗のいる江戸城に向け、長崎を出発し、三ヶ月後の五月二五日に江戸へ到着した。この象は浜御殿で飼育されるが、幕府の財政難により、厄介者とされ、享保一五年（一七三〇）に江戸の名主に払い下げのお触れが出されてしまう。

しかし、そこで、象が果たした役割は終わったのではない。これまでの先行研究では、長崎→江戸への道中や天皇に拝謁し位を貰ったことなどに関心が注がれていた。さらに、「象洞」として疫病治療に用いられていることは余り報告されていない。そして、厄介者であった象の糞は享保一七年（一七三二）に源助らにより、「象洞」として疫病治療に用いられるのである。本報告では、なぜ、動物の糞を薬として利用したのか、また吉宗政権が行った疫病政策に対して象がどのような役割を果たしたのか、考察していきたい。

第一章では、『享保撰要類集』薬種之部にある史料を提示し、「象洞」が内藤新宿の淀橋で製造され、「象洞黒焼御薬」と「黒焼二不仕候粉薬」の二種類であったことなどがわかった。また、幕府側は「象洞」を利用して、疫病を抑えようとしたが、幕府に製造の許可を願い出た中野村の源助はなぜ、この薬を製造したのか、その目的について明らかにした。

さらに、第二章では、幕府が「象洞」製造以前に行っていた政策を紹介し、享保期の疫病体制について明らかにした。薬草見分や薬園の整理、朝鮮人参の国産化などの医療・疫病政策を行っていたことがわかる。これら政策を通して、全国の薬草を収集し、薬園で薬草の栽培、そして各藩へ流通と、その管理体制を整備・強化していたと考えられる。

以上のことから享保改革期の政策は、全国規模で行われており、当時、最高水準の医薬知識と技術を保持していた幕府の強力な指示のもと行われていたと考えられる。また、吉宗というと米將軍などのイメージが強いが、積極的に医療・疫病政策を行い、江戸時代中・後期の疫病対策の基礎を築いたと言えるだろう。

16 福岡藩における燃料政策の展開

―石炭と木炭の連関に注目して―

東京大学 大庭 夕佳

従来の燃料史研究は主に薪炭を対象とし、特定地域における生産や流通構造を明らかにする視座が専らであった。一方で福岡藩については、同藩において近世では稀有な石炭が採掘されていたことから、石炭に関する研究蓄積が厚く、燃料史研究の中では特殊な事例と位置付けることができよう。しかし、福岡藩においても、近世で一般的な燃料である薪炭の採掘を確認することができ、石炭以外に流通した燃料の存在を無視することはできない。

以上を踏まえ、福岡藩が生産・流通の管理を試みた石炭と木炭の二つの燃料に注目して、各燃料政策の展開を明らかにする。そのうえで、それぞれの燃料が相互に連関しながら、市中の燃料利用にどのような影響を与えたのか検討することを目的とする。

まず、石炭政策の展開を明らかにする。石炭は主な用途として、他領へ移出する焚石（塩業用）と市中へ運搬する石炭（いしずみ）（日用）があった。明和期ごろより前者の需要が高ま

り、天明期には市中で流通する石炭（いしずみ）が減少した。それを受けて、福岡藩は市中へ供給する分の石炭（いしずみ）を最低限確保した上で、余剰分を焚石の藩外移出に当てて収益を得る方針をとり、以降方針を継続した。採掘した石炭の大部分を占める焚石の販売収益は莫大で、百姓の救済に当てられたほか、藩財政の補填にも寄与した。

次に木炭政策の展開を明らかにする。木炭は、従来藩主周辺の利用に生産が限定されていたが、市中の石炭流通が枯渇した天明期に、石炭の代替として家臣や町人用に供給が拡大した。しかし、文化期以降山林資源が減少すると、販売対象が上級家臣以上に限定され、規模が縮小した。また、輸送賃の上昇により価格も高騰した。

以上を踏まえると、寛政期ごろまでは、石炭と木炭は市中において互換的に利用されたと考えられる。しかし、木炭の価格高騰と販売対象の限定により、木炭は支配階層や富裕層に利用が集中した。一方で、安定した供給量を確保した石炭（いしずみ）は市中において普く利用された。両燃料は次第に、身分や貧富の差に応じた階層に分かれて流通したと結論づけることができる。

17 近世領知宛行制度の研究

―慶応四年の領知宛行状提出を中心に―

信州大学 関 恵 正

「近世領知宛行制度」とは、近世（特に四代將軍家綱による「寛文印知」以降）の將軍代替わりごとに行われる「領知宛行状」発給に関する一連の儀式、また、それによって各大名の領知権（土地の領有権とその土地に住む人々に対する行政権を合わせた権利）が認証され、將軍と大名との主従関係が再確認される制度全般を指すものである。

第一章では、領知宛行制度に関する研究蓄積を踏まえ、松本藩戸田家宛ての領知宛行状・領知目録の現物を用いた分析を行った。特に、將軍代替わりに際して一斉に発給された宛行状と、各大名の転封・加増を事由とする個別発給の宛行状という、二種類の宛行状があることに着目し、従来は個別発給の宛行状であると考えられていた享保三年（一七一八）吉宗宛行状が、一年遅れで発給された吉宗の「御代替り」の宛行状であり、享保年間に、將軍代替わり儀礼としての宛行状発給が完成したことを指摘した。

第二章では、慶応四年（一八六八）閏四月一九日に新政府が

ら布達された、領知宛行状提出命令についての分析を行ない、戊辰戦争という戦時期の中での宛行状提出命令の発出意図と、諸藩に与えた影響を考察した。

本章では『復古記』等の諸史料を総合し、この時に提出された宛行状の実態を可能な限り明らかにした。まず、現存史料では関東・東北地方諸藩の提出状況を確認できないことを指摘した上で、西日本諸藩では、歴代將軍から受給した全ての宛行状を提出している藩と、直近の家茂一代の提出で済ませている藩が存在することを明らかにした。この両者の間で、勤王・佐幕、地域的な偏りといったものは見られず、提出数の違いよりは、全数提出を督促されている藩がほとんど見られない点に着目すべきであると考えている。これは、奥羽戦線での戦闘が終了し、新政府の指導力が高まった結果、明治二年（一八六九）正月に四藩主版籍奉還上表が実現し、それに倣った各藩藩主による上表文提出が行われ、宛行状提出が事実上停止されたことを示している。

宛行状提出命令は、あくまで宛行状再発給への含みを持たせた政策であり、諸藩の個別領有権（領知権）を追認するような結果になる可能性も十分にあった。しかし、戊辰戦争に勝利した新政府は、王土王民思想を実現するため、諸藩からの宛行状再発給の要請を無視する形で、版籍奉還を実施したのである。

18 近世後期における江戸町火消の怪我と補償

―南伝馬町周辺の二番組「せ」組を事例に―

國學院大學 澤 田 陸 斗

本発表は、江戸町火消二番組「せ」組を事例に、近世後期における町火消人足の怪我とその補償について、町方の動向を中心に論じるものである。

江戸の火消をめぐっては、池上彰彦氏による先駆的研究や、同氏の町火消優位論を否定した岩淵令治氏による研究が代表的である。しかし、近世後期の町火消については未だ多くの検討課題を残す。本発表の課題に即して言えば、町火消の経費面について、町入用以外の負担を含め検討を行った高山慶子氏の成果が到達点である。同氏は本所深川十六組を事例に、幕府（町奉行所）による怪我の補償を検討し、治療代や怪我で働けない間をも含む補償額であった可能性を指摘し、幕府による補償を高く評価した。

では、南伝馬町周辺の二番組「せ」組の場合はどうであったのであろうか。結論から述べれば、幕府による補償は不十分であり、補償主体も幕府だけではなかったことが明らかとなった。そこで本発表では、南伝馬町二丁目居住の伝馬役兼町名主

であった高野家に伝来した「撰要永久録 公用留」（東京都公文書館所蔵）を素材に、幕府・武家・町方による補償の事例や取決について検討を行った。

幕府による補償は、町方からの届出を受けた町奉行所が、御見分の上で、怪我の程度によって迅速な補償を行った。一方で、武家地の消火活動中に町火消が負傷した場合、その補償主体は武家であった。しかし、武家による補償の金額は少額であり、迅速な対応とは言い難いものであった。

町方における補償の取決をみると、せ組では少なくとも文政期に一度、天保期に二度の取決が確認できる。その内容からは、雇用や階層を意識し、各町による負担から、せ組町々が共同で負担する形式に段階的に変化したことが読み取れる。また、幕府・町方の両者から補償金を受領した事例としては、嘉永五年（一八五二）の松五郎怪我死一件がある。これは人足頭取の死亡を受けたせ組が、他組の事例を調査し、新規に取決を定めたものである。ここからは他組においても独自の取決が存在したことが示唆される。

以上のことから、町火消人足の怪我に対する補償は、従来指摘されてきた幕府のみならず、武家や町方による補償が存在したことが明らかになった。幕府による補償は怪我の程度により規定されたが、せ組町々による補償は、人足の雇用形態や組合内階層等の実態を意識したものであった。

19 群馬と埼玉の民権結社の比較検討

―上毛自由党と通見社、七名社、嚶鳴社を対象に―

高崎経済大学 田 中 翔 也

自由民権運動において運動の主体となったのは、日本各地の民権結社である。本研究では、群馬県と埼玉県の民権結社に着目し、結社の規則の比較及び結社の本部の立地から考えられる地理的要因について考察したものである。

明治一〇年代初頭に結成された高崎の士族結社「有信社」と熊谷の「七名社」を対象に規則の比較を行った。前者は愛国、精神論的な心構えを中心とした内容であり、後者は、社における書籍の購入や処分等の書籍の取り扱いに関する内容が中心となり、三年後に解散する規定を置いている。

この点について、有信社は士族結社であり、主君に対する忠義を重んじる気質が存在したため、愛国的な規定を置き、さらに社員同士が姻戚関係にあるため、目上の人間への敬意を意識させ、信義を問う精神論的内容になったのではないかと考察した。一方、七名社が書籍を中心とした規則であったのは、もともと、学習結社であり、書籍の取り扱いを徹底する必要があったからではないかと考えられる。また、両社の規則におけ

る性格の違いは、解散規定の有無の点からも、規則の効力が時限的であるか否かであると思われる。

地理的要因については、上毛自由党と自由党埼玉部、埼玉県内の各嚶鳴社を考察の対象とした。先ず、上毛自由党と自由党埼玉部の本部は、前者は高崎、後者は熊谷に置かれていた。この理由について、両社が設立された時期と高崎線の敷設工事と開業が近いため、政治的な要因の他に高崎線の開業による速達性の向上に着目したためではないと考えた。また、両社は県内に支部を設置して活動していたが、自由党埼玉部は上毛自由党と異なり、支部に役員の選出を委ねていた。これは、埼玉部が県内を八区に分けており、効率化の観点から支部に運営を委任したものと考察した。

他方、嚶鳴社は埼玉県南東部に分布していた。この点につき、埼玉の自由民権運動史の先行研究や、杉戸嚶鳴社の演説会規定をもとに考察し、県内の嚶鳴社員の経済的負担を軽減するため、比較的東京に近い地域において結成したのではないかと考えた。

以上から、規則の特色が異なる背景には、各結社の性格や構成員の社会的階層が存在し、地理的要因には結社の構成員の経済状況や交通の発達等が影響していると結論付けたのである。

20 明治期における菓子業界の形成

―「滋養衛生」を中心に―

お茶の水女子大学 鳥 羽 菜 月

従来の菓子研究には、三つの課題が認められる。すなわち、①菓子と社会との繋がりや現在に繋がる意義が見えにくい②和洋菓子の区分で分野や時代に偏りが生じる③②の結果明治期に菓子へのイメージが悪化していたことが見落とされていた。そこで、本論文では上記の課題を踏まえつつ、特に③菓子の持つマイナスイメージ克服について明らかにするため、明治期の菓子業界の試みに注目し検討を行った。

明治期、近世からの養生思想が近代に形成された衛生思想によって強化され、菓子は健康に悪いものだと扱われていた。松方財政下、軍拡の必要に迫られた政府は菓子税則を制定するが、その根拠となったのは菓子が健康に悪いという理論だった。菓子税則は業界に壊滅的な打撃をもたらしたため、菓子商らは菓子税則反対運動を展開する。彼らは菓子のもつマイナスイメージ克服の必要性を感じ、その中で菓子が健康と対立するものではなく、健康に叶うものであるという主張を展開した。「滋養衛生」とはその表象であった。

しかし、劣悪な環境で菓子が製造され、菓子の品質も高くなかった当時、その主張はただの理想に過ぎなかった。菓子商らは内国勸業博覧会を通じて菓子の食品衛生向上や、菓子を通じた健康の追求をはかった。同博覧会の審査では、着色料の使用や腐敗防止の工夫といった食品衛生の追求が肯定的に受け入れられた。しかし、菓子にむやみに栄養価のある食物を入れるなど、菓子を通じて健康を追求することに対しては意見が分かれた。その意見の違いは、各菓子商らが菓子をどういうものだと捉えているかに影響されており、「滋養衛生」と向き合う中で菓子の本質が問い直されていた。

菓子商らが考える菓子の本質の違いは、内国勸業博覧会にとどまらずその後の個別具体的な戦略にも影響した。本稿では主に三つの菓子商を取り上げてその後の戦略を分析している。「滋養衛生」に対し菓子商らのとった戦略が多様化したことで、菓子が様々な需要に的確に対応できるようになった。菓子業界が衛生思想に叶う菓子を追求し、食品衛生やイメージの向上に成功したことや、「滋養衛生」への向き合い方を通じて菓子業界に多様性が確立されたことで、現在につながる菓子消費の下地ができていた。また、菓子業界も困難にさらされる経験を通じて大きく成熟している。明治期に菓子のイメージ改善や品質向上、菓子業界の基盤形成が起こり、それらは現在の菓子普及の一要因になったと考えられる。

21 農村地域における小規模経営鉄道の展開

― 宮城県・角田馬車鉄道（角田軌道）を例として ―

昭和女子大学 戸 倉 希 実

一八七二年に日本に鉄道が開業して以降、官設や民間による規模の大きな鉄道輸送網が広がっていく一方で、小さな資本による小規模な鉄道会社も数多く登場した。明治期において、そういった小規模な鉄道会社が小資本でも導入し得た動力のひとつが馬力であった。馬車鉄道は西洋においては蒸気鉄道に先行する輸送手段であるが、日本国内においては蒸気鉄道とほぼ前後して導入され、その鉄道網の隙間を埋める都市交通手段や地方交通手段としての役割を担い、共存しながら発展していった。

本論文では、宮城県南部に明治末期から昭和初期にかけて存在した角田馬車鉄道（角田軌道）の事例を挙げ、馬車鉄道をはじめとする小規模経営の鉄道の展開と、鉄道をとりまく地域の状況について論じた。

角田馬車鉄道及び角田軌道は地域産業の振興を目的に仙南地域と東北本線を結び付ける役割を担ってきたが、第一次世界大戦による好況の終わり、及び軍縮から波及した財界不況

による地域の活力の低下がその経営に大きく影響し、やがて沿線の町は鉄道を維持する力を失い、その手に余るものとなって廃業に追い込まれてしまった。しかしながら角田軌道が唯一の鉄道であった角田町民にとっては、角田軌道は維持すべき交通インフラであるという認識があった。また角田軌道に代わる新たな鉄道を求めて、町長らの手によって日本鉄道線と仙南地域を繋ぐ鉄道計画がいくつも推進されていた。しかし、鉄道に投資し経営を行う地域の有力者たちの認識は異なり、角田軌道を維持できないのであれば鉄道を新たに作ることはできないし、鉄道を持て余している地域には自動車中心の輸送網がちょうどいいと考えられていた。この認識のずれによって角田町を中心とした仙南地域には複数の鉄道計画が立ち上がっては立ち消え、経営が傾いた角田軌道を取り囲んでいた。小規模経営鉄道は地域の持つ活力と深い関係があり、当該地域にはインフラとして維持したい町民と、投資先として期待ができなければ鉄道以外の適切な交通手段を展開するべきだとする有力者層が存在していたことがわかった。

22 富士裾野演習場における地元住民と陸軍の関係

― 明治末期から昭和前期を対象に ―

東海大学 山崎 紫 音

軍事演習は、原野ばかりではなく地元住民の生産と生活が営まれる場でも行われるため、地元住民と陸軍との間に関係が生ずる。本研究では戦前に設置された富士裾野演習場に焦点を当て、軍事演習場をめぐる地元住民と陸軍の関係を検討する。従来は地元側の記録に重点を置いて検討されてきた傾向があると考え、地元側とともに陸軍側の記録にも目を向けることで、両者の関係性の推移を捉えることとした。

富士裾野演習場での陸軍と地元との関係は、基本的には演習場使用協定に基づくものであった。最初に協定を結ぶ明治末期は、自由な演習場使用環境の獲得を意図する陸軍と、生産や生活を守ろうとする地元住民側とが衝突する関係にあった。しかし明治四二年の覚書に関する陸軍の注釈部分を検討すると、補償の実施に対して陸軍は財政負担を理由に消極的な意識を示す一方で、一定年額の交付金によって対応しようとする動きもあり、対応には揺れもあった。

大正期には、陸軍からは無断耕作への批判、地元からは実弾

射撃の停止要求や借地料値上げに対する抗議等がみられ、明治期のような対立関係が継続している面があった。一方で、大正一年の協定の記録からは、歩み寄りに近い動きもあったことが読み取れる。地元住民の生産と生活への配慮を見せる陸軍と、地域課題の解決と便益の増加を陸軍に感謝する地元側という構図が認められるのである。そのほか、大正期から昭和初年にかけての陸軍への要求や請願には、陸軍を活用することで地域課題を解決しようとする地元側の意識があり、地域振興と陸軍や演習場の存在は結びつくものとなった。しかし両者の協調的關係は、昭和六年以降の土地買収によって後退していく。

富士裾野演習場をめぐる地元住民の姿勢の根幹には生活と生産を守るという意識があり、時として陸軍に対する闘争として展開された。また陸軍も補償への消極的な姿勢や陸軍優位の条件を継続させようという基本姿勢があり、両者の関係は基本的には対立的であったと言える。しかし、部分的ではあるが大正期から昭和初年には地元住民と陸軍の間で歩み寄りが行われ、協調的關係もあった。全国的に軍用地の使用をめぐって軍と地域との対立が高まる大正期に、そのような関係があったことは、富士裾野演習場の一つの特徴であると考ええる。

23 一九一〇年代における福岡市政と上水道布設事業

九州大学 田代 恵 悟

本報告は、一九一〇年代における福岡市の市政構造を、上水道布設事業の展開を事例に論じるものである。

近代都市政治史は、「予選体制」の確立から、一九一一（明治四四）年の市制全文改正を起点として、第一次世界大戦前後に確立する「都市専門官僚制」への転換という図式で語られる。よって、「転換期」にあたる一九一〇年代を検討対象とした本報告には、法制上の変化が市政の実態に与えた影響を明らかにする点で、意義があると考ええる。さらに、先行研究が大阪市を筆頭とする大都市を事例に明らかにしてきた市政構造は、地方都市の実態にどれほど適合的か検討する点でも、福岡市を対象とする本研究は、有益だろう。

本報告では、「転換期」の地方都市の市政構造を分析する視角として、上水道布設事業を採用した。近年、都市インフラの整備を、多様な政治主体が関与する政策として捉える研究が盛んである。また、水道はインフラの中でも、住民が日常的に使用する特徴がある。従って、住民を含めた、多様な政治勢力の動向を測る上で、有効な視角と言えよう。

第一章では、市制改正を受けた、福岡市の機構改革過程を取り上げた。そこでは、市当局が提出した改革案に、市会の権能を温存する修正が加えられた。この方針は、水道事業に係る制度設計にも見られる。こうして、市会議員が行政に介入する余地は、依然、残されることとなった。

第二章では、井手佐三郎市政期（一九一四（大正三）年～一八年）での、市当局・市会・参事会の動向を検討した。井手市政期には、参事会が、市会以上に活発化したことが確認される。その要因には、参事会での市会議案の事前審査の慣例化に加え、井手が、水道事業進展のため、筑豊炭坑家の調停の下、「全市一致」で招聘された経緯も存在した。

第三章では、一九一六年に水道布設の遅延等を理由に発生した市政刷新運動が、市政に与えた影響を分析した。運動の結果、日露戦後以来、市会を支配してきた市政団体の推薦を受けない「中立」議員が市会に進出することとなる。以後、福岡市政は、市会における市政団体出身議員と「中立」議員の協調と対立にも影響される構造に変化した。

一九一〇年代の福岡市政は、市会の権能が温存されたため、行政に市会議員が介入する可能性が開かれた。故に、福岡市の市政構造は、市会との協調に左右される「市長―市会合意型」（車田忠継氏）に近しいものだったと結論した。

24 大正期のアジア主義に関する考察

―実業家西原亀三の東洋政策観から―

学習院大学 小 谷 啓 人

大正期のアジア主義については、従来大正期の日本の政策の主として桂太郎が唱えた「北守南進論」との接点は少ないと論じられてきた。

そこで本研究では、実業家でありながら、政府中央部に様々な意見を出し、寺内正毅内閣期に段祺瑞への借款政策を行った人物として有名な西原亀三の東洋政策観について検討を行い、政策次元である「北守南進論」とアジア主義というものが接点を有していたことを論じる。

具体的には、一九〇六（明治三九）年に西原が対朝鮮経営について書いた「施政改善ニ対スル希望」・一九一五（大正四）年に同氏が第一次世界大戦後の中国政策について書いた「欧州時局ノ急転ニ伴フ経済的対支経営私見」・一九一七（大正六）年に同氏が自身の東洋政策の理想について書いた「東洋永遠ノ平和策」という三つの史料を主に使用し、西原の東洋政策観というものの背景に、師である神鞭知常から影響を受けた王道主義という概念があり、なおかつ時代の流れに合わせて、西

原の東洋政策観の中で、東洋諸国の人々と日本人との「同化」を企図する範囲というものが徐々に広がっていくことを論じる。

25 なぜ「移民」を送り出したのか

―日本近代における「移民送出」に関する一考察―

日本女子大学 城 山 菜々子

かつての日本は国民を海外へと送り出す国であった。明治期において、移民送出は何の目的をもって行われ、どのような歴史的意義を果たしたのか。本報告では、明治政府と民間企業、さらにはハワイ移民送出卓越地域であった広島県旧佐伯郡を取り上げ、国家と地域双方の視点から、当時の「移民送出」の実態について論じた。

まず「移民」という言葉の意味を考え、なぜ移民送出を行うのか、当時の人々や明治政府の移民送出に対する意見に着目した。明治期における「移民」とは「殖民」と異なり、渡航先に母国の国性を必要とせず、移住期間を問わない労働を目的とした海外渡航者を意味する。また移民送出の要因として、人口過剰や貧困以外にも地域の古くからの習慣や文化が関与していると考えられ、国家的雄飛思想を基盤とした帝国主義政策の一環であったと考えられる。

次に経済的な視点から移民送出について分析を行った。移民事業では特に移民からの送金が注目された。こうした送金

の管理・運用で業績を上げた機関の一つが横浜正金銀行であり、出張所における銀の買い取りや、荷為替の取組などに移民の送金が用いられていた。一方、移民事業は対外関係や国家の政治動向の影響を受けやすいために投機性が高かった。こうした背景から、移民事業の経営は利益の獲得が先走り、結果として不安定なものとなった。全国最大規模を誇った海外渡航株式会社や、移民会社の手によって誕生した京浜銀行はその一例である。

最後に、国内でも最大数の移民送出を誇っていた広島県旧佐伯郡に焦点を絞り、地域的な観点から移民送出の実態について検討した。広島県民の働きぶりが高く評価された背景として、安芸門徒による「職業は弥陀への報恩の行」という宗教的価値観に基づく勤労倫理の確立が大きかったと考えており、長年の文化や風習から生み出された県民性が盛んな移民送出につながったといえるだろう。

以上、日本の明治期における移民送出は、国家的雄飛思想に基づいた帝国主義政策としての制度整備の側面や、地方に存在する宗教的価値観から派生した勤労倫理などの複合的要因が積み重なった結果、地域的差異をともないつつ行われた事象であったといえよう。

26 婦人雑誌に見る生活改善の実態

―『婦人公論』における生活改善言説の検討―

立正大学 秋 本 萌乃加

本報告では、家庭内における生活改善の実態について明らかにする。「生活改善」とは、後述するように、衣食住を近代的・合理的に改善しようと、明治末期から昭和期まで続いた活動である。本論では、この中でも大正期の生活改善に目を向け論じた。

当時、第一次大戦に関わる物価の上昇、しかし景気の下降から下がらぬ物価、そのような経済の不安定が国民を襲っていた。その中でダメージを大きく受けていたのは、特に都市部に現れた新中間層であった。そんな流れの中で、生活を主題とした展覧会が数多く発される。それら展覧会の盛り上がりに行政も目を付け、一九一九年に文部省の外郭団体として生活改善同盟会が発足する。「生活改善」は、婦人雑誌・展覧会・博覧会・女子教育等を通して広められていった。「合理的」かつ「近代的」を合言葉とし、家政の主体である婦人を対象として指導された改善事項は、衣食住の改善・虚礼の廃止・悪習打破・家事労働の軽減・健康保持のための衛生面の向上などであ

った。

それを踏まえ、家庭の中の生活改善に目を向けた。生活改善は、上記の通り、生活に関連した活動で家庭内に関する改善が主であったからである。

調査の結果、『婦人公論』では、生活改善同盟会が発足し活動を始めた一九一九年からは生活改善に関する言説がよく見られたが、『婦人公論』が大衆化を始める一九二八年からは逆に生活改善に関する言説が見られなくなっていたことを明らかにした。また、他の雑誌と比べて『婦人公論』における生活改善言説は非常に観念的及び啓蒙的で、具体性に欠けていたものであったことも指摘した。

それは、『婦人公論』の性格と、生活改善同盟会の活動時期、社会の状況が互いに呼応することによって、『婦人公論』上の「生活改善」に関する言説の有無が反映される結果になったのではないかと考えられる。すなわち、『婦人公論』は、当初、婦人雑誌の中でも「教養派」の「高級雑誌」であり、誌面は社会派路線の記事が目立っていた。しかし一九二八年からは、「高級雑誌」路線から大衆向けへ転向していく。「高級雑誌」路線をしていた期間と生活改善同盟会の活動の開始は時期として被っており、生活改善に関わる記事は、観念的かつ啓蒙的なものになったと考えられる。

27 資生堂と戦時下の女性像

―『資生堂グラフ』と『花椿』を通して―

茨城大学 細 島 瑠 花

資生堂は、一八七二年（明治五）に東京銀座の煉瓦街に、日本初の洋風調剤薬局として創業した。初期の頃は医薬品を中心に高価格かつ高品質の製品を販売するとともに、海外文化の発信地として、都市に住む中流以上の女性たちによって支持されていた。一九二三年（大正一二）に発生した関東大震災は、資生堂が経営方針を大きく転換させる契機となり、その翌年からチェインストア制度をスタートさせる。本論文は資生堂という企業を特徴づけるこの制度に着目し、その中で流通した機関誌の内容を分析することを通して、戦時下の資生堂が表現した女性のあり方について考察したものである。

まず第一章では、社史を中心に創業から終戦までの資生堂の歴史をまとめるとともに、機関誌や業界雑誌に掲載された関係者の発言を史料として用い、戦時下において不要不急とされた化粧品メーカーの企業活動の実態と資生堂の姿勢について整理した。

続く第二章では、戦争と女性とファッションというテーマの

前提となる先行研究をまとめ、メディアに掲載された女性の外見に関する言説を史料として、女性の国民化と外見に関する社会の動向を整理した。

そして第三章では、実際の『資生堂グラフ』と『花椿』の一部を分析対象として、記事の内容を読者の日常生活に合わせた実用記事と、海外の文化などの非日常を紹介する文化記事に分け、それぞれに表現された女性像について考察した。

これらの章を通して、『資生堂グラフ』から『花椿』へ移行する段階で機関誌全体の戦時色が濃くなったこと、それに伴い表現される女性像も大きく変化したことが分かった。戦前に繰り返し返されたパリやハリウッドの世界を理想とした華やかな女性のファッションは、非常時に相応しい質素なものや戦争を賛美するものへと変化した。さらに女性一人ひとりの個性を尊重する美しさは、母親や看護婦といった戦時下における理想的な女性像に取って代わられたことも明らかになった。

28 身体からみた終戦前後の音楽実践

―素人演芸熱と飯能文化協会の活動から―

千葉大学 宮城 幸太

本報告では、終戦前後に各地で流行した素人による演芸会や音楽活動といった「身体的な実践」の分析を通じ、その主体となった人々にとってそれらの実践がどのような意味を持っていたのか考察する。

従来、終戦前後の素人演芸については演劇的な側面が注目されることが多かった。本報告では、素人演芸会や多様な音楽活動を同時代の音楽文化として捉え、その主体となった人々に注目するために、「身体的な実践」という視角を導入する。報告者はこれを自ら会場に足を運んで演芸会や音楽事業に参加するというプロセスを含む社会的な活動として定義し、雑多な要素が混在する文化状況を横断的に分析する手段とした。まず、戦時・戦後を通じた娯楽・演芸の状況について確認する。「卑俗」とされた大衆的な娯楽・文化は、「健全娯楽」が叫ばれた戦時期にも存続し、その非日常性・商業性によってこそ好評を博した。当局は文化人・知識人を抱き込んで矯正を図ったが成功しなかった。

次に、終戦前後の素人演芸の状況について青年団の機関誌や回想等から分析する。流行歌や映画の文脈に依拠した「やぐざ踊り」「やくざ芝居」の流行は、その主体である人々の大衆的娯楽への強い関心を示している。非日常的な実践は地域社会に一時の安らぎや潤いをもたらした。

他方、知識人・文化人は、戦時・戦後を通じ、大衆的な娯楽活動とそれを支持する民衆に直面し、これを「健全」「純正」な方向へ導くための実践を展開した。

最後に、終戦後埼玉県飯能町に発足した文化団体である飯能文化協会の活動に注目する。協会周辺では合唱団などの団体が教養主義的な音楽活動を展開しており、そこでの「身体的な実践」は非専門家である参加者の意識を変化させていた。一方、地域を代表する団体である協会としては極端に教養主義的な態度は取れず、レコード会社と共催する大衆的な音楽事業をも手がけることになった。

このように、終戦前後の音楽実践は戦前から存在した大衆的な娯楽・文化と専門的・教養主義的な娯楽・文化の二重構造を反映し、主体となった人物がどちらの文化に所属するかによって実践の意味が大きく規定されたと言える。しかし、両者をつなぐ仲立ちのような機能を果たす実践も存在していた。

第六五回日本史関係卒業論文発表会 発表要旨

二〇二四年三月二五日 発行

〒111-0032 東京都台東区浅草五-33-1-2階

編集
発行人

地方史
研究協議会

会長 久保田 昌希